

## 資料6 現行法における土壌汚染の未然防止につながる主な規定

水質汚濁防止法（目的：国民の健康の保護、生活環境の保全）

- ・ 排出水の排出の制限（第12条）
- ・ 特定地下浸透水の浸透の制限（第12条の3）
- ・ 改善命令等（第13条）
- ・ 事故時の措置（第14条の2）
- ・ 地下水の水質の浄化に係る措置命令等（第14条の3）

大気汚染防止法（目的：国民の健康の保護、生活環境の保全）

- ・ ばい煙の排出の制限（第13条）
- ・ 改善命令（第14条）
- ・ 事故時の措置（第17条）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（目的：生活環境の保全、公衆衛生の向上）

- ・ 市町村の処理等（第6条の2）
- ・ 事業者の処理（第12条）
- ・ 投棄禁止（第16条）
- ・ 改善命令（第19条の3）
- ・ 措置命令（第19条の6）

ダイオキシン類対策特別措置法（目的：国民の健康の保護）

- ・ 排出の制限（第20条）
- ・ 改善命令（第22条）
- ・ 事故時の措置（第23条）
- ・ 廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理（第24条）